

SSPアスリート寮整備事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 SSPアスリート寮整備事業費補助金については、佐賀県補助金等交付規則（昭和53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。）及びこの要綱に従い、予算の範囲内において補助金を交付することとする。

(目的)

第2条 この補助金は、優秀な中高生アスリートの県外流出を防止するとともに、県内流入の促進を図り、SSP構想を推進させることを交付の目的とする。

(交付の対象経費及び交付額の算定)

第3条 補助金の交付の対象経費及びこれに対する補助率（補助金額）及び補助限度額は、次の表のとおりとする。

対象経費	補助率 (補助金額)	補助限度額
補助事業者が既存の民間アパート等を活用して実施する、次に掲げる経費 (1) 中高生アスリートのための寮運営に必要な管理棟（厨房・食堂棟等）の新築及び改修工事 (2) (1)に関する設計及び工事監理 (3) (1)に関する建築確認申請等 (4) 寮の運営に必要となる厨房設備機器（別表1に定めるもの）の購入に要する経費	2分の1以内	10,000千円

なお、上記対象経費について、国、自治体等からの補助金その他の収入がある場合は、その額は対象経費から除くものとする。

2 補助事業者は、自己又は組織の構成員等が、次のいずれにも該当する者であってはならない。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 3 補助事業者は、前項のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。
- 4 この補助金の交付額は、補助限度額と対象経費の実支出額に補助率を乗じて得た額とを比較して少ない方の額を選定する。

(補助金の交付申請及び交付決定)

第4条 規則第3条第1項に規定する補助金の交付申請書は、様式第1号のとおりとする。

- 2 前項の補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める日とし、その提出部数は1部とする。
- 3 第1項の申請書を提出しようとするときは、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、所得税法及び所得税法の一部を改正する法律（平成6年法律第109号）及び地方消費税法等の一部を改正する法律（平成6年法律第111号）の規定により仕入に係る消費税額及び地方消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して交付申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

- 4 知事は補助金交付申請書を受理したときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付額を決定し、補助事業者に通知するものとする。
- 5 規則第4条第3項に規定する補助金等の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金等の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

(補助金の交付の条件)

第5条 規則第5条の規定により補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 規則及びこの要綱の規定に従うこと。
- (2) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合には、知事の承認を受けること。ただし、次に規定する変更についてはこの限りではない。
 - ア 補助事業の目的及び計画の実施に影響を及ぼさない事業内容の変更
 - イ 補助事業費の20%以内の変更
- (3) 補助事業者が補助事業を行うために締結する契約については、別紙「佐賀県ローカル発注促進要領」のとおり県内企業と契約するように努めるとともに、経費の効率的使用に努めなければならない。

- (4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
 - (5) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
 - (6) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保管すること。
- 2 前項第2号の規定により、知事に補助事業の変更の承認を受けようとする場合の変更承認申請書は、様式第2号のとおりとする。
 - 3 第1項第4号の規定により、知事に補助事業の中止又は廃止の承認を受ける場合の承認申請書は様式第3号のとおりとする。
 - 4 第1項第5号の規定により、予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合の報告書は様式第4号のとおりとする。

(申請の取下げ)

第6条 規則第7条の規定による申請の取下げをすることができる期間は、交付決定の日から30日間とする。

(実績報告)

第7条 規則第12条に規定する実績報告書は、様式第5号のとおりとする。

- 2 前項の実績報告書の提出期限は、補助事業の完了の日から起算して15日を経過した日又は当該年度末のいずれか早い日（補助事業の廃止の承認を受けたときは、当該承認通知を受理した日から15日以内）とし、その提出部数は1部とする。
- 3 第4条第3項ただし書きにより交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が明らかな場合は、これを補助金から減額して報告しなければならない。
- 4 第4条第3項ただし書きにより交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額が確定した場合は、その金額を消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書（様式第6号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を返還しなければならない。

(補助金の交付)

第8条 この補助金は、知事が必要と認めるときは、事業の進捗状況の推移に基づき、概算払で交付することができるものとする。

- 2 規則第15条第1項に規定する補助金交付請求書は、様式第7号のとおりとする。
- 3 規則第15条第2項に規定する補助金交付請求書は、様式第8号のとおりとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第9条 知事は、補助事業者が補助金の交付の内容、条件、その他法令若しくは指示に違反したときは、額の確定の有無にかかわらず補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(財産の管理及び処分の制限)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了した後も、補助事業により取得した財産を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的にしたがって、その効率的運用を図らなければならない。

2 規則第22条第1項第2号に規定する財産は、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具とする。

3 規則第22条のただし書きの規定により、財産の処分を制限する期間は、補助事業の完了確認日を起算日とし、別表1に規定する期間とする。

4 補助事業者は、前項に定める期間を経過する以前に財産を処分しようとするときは、規則第22条の規定により、様式第9号の財産処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

5 知事は、第3項に規定する期間内に、補助事業により取得した財産を利用した事業を中止した場合は、補助事業者の負担において原状に回復させることができる。

6 知事は、第4項の承認をした補助事業者に対し、当該承認に係る財産を処分したことにより収入があったときは、その全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができるものとする。

7 補助事業者は、取得財産等について、様式第10号による取得財産等管理台帳を備え、管理しなければならない。

附 則

この要綱は、令和3年8月3日から施行する。

別表 1

補助対象となる厨房設備機器	財産の処分制限期間
かま（炊飯器、保温ジャー等）	5年
シンク	5年
調理台	5年
食器洗浄機	5年
食器消毒保管機	5年
ボイラー	15年
かくはん機	5年
野菜裁断機	5年
球根皮むき機	5年
揚物機	5年
焼物機	5年
蒸物機	5年
冷蔵庫	6年
真空冷却機	5年
中心温度管理機能付き調理器	5年
エアカーテン	12年
エアシャワー	12年
手指殺菌機	4年